

2020 年 (令和 2 年) 10 月 1 日

東京都千代田区紀尾井町 1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町
紀尾井タワー 2 3 階
ワイジェイ FX 株式会社 御 中

〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木一丁目 2-40
ブライトシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘

電 話 0 2 2 - 7 2 7 - 9 1 2 3

F A X 0 2 2 - 7 3 9 - 7 4 7 7

U R L <http://www.shiminnet-tohoku.com>



終 了 通 知 書

貴社の改訂前約款の免責条項 31 条に関し、2017 年 4 月頃より、軽過失の場合に全部免責を定める条項であると読めることから、改訂を求める旨の申入れを行って参りました。

貴社からは、2019 年 3 月 19 日付で、同免責条項の規定が消費法 8 条 1 項 1 号及び 3 号には該当しないとは考えているものの、改正民法の施行にあわせて約款全体の見直しを検討しているとの回答がありました。

その後、貴社の HP を確認したところ、2020 年 3 月 28 日付けで貴社の約款が改訂となったこと、その新設された 31 条 3 項において、下記の条項が追記されたことを確認いたしました。

記

本条 1 項及び 2 項の規定は、お客さまと当社との本約款に基づく契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、適用されません。この場合であっても、当社の過失（重大な過失を除きます。）によりお客さまに生じた損害のうち、当社またはお客さまが予見したか、または予見し得たかにかかわらず、特別の事情によって生じた損害に関し、当社は一切責任を負わないものとし、また、通常生ずべき損害に関し、当社がお客さまに対して負う損害賠償義務の範囲は、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、当該損害の発生時から過去 1 カ月の間においてお客さまが本口座に入金した金額の総額を上限とします。

以上の改訂により、消費者と貴社との契約においては、軽過失が全部免責の対象ではなく一部免責とする旨の規定になったものと考えられます。このことから、当団体が申入れの根拠としていた消費者契約法8条1項1号及び同項3号違反には該当せず、一定の是正がなされたものとして、当団体としての申入れ活動は終了とさせていただきたいと思えます。

なお、上記改定後の貴社が軽過失の場合の賠償限度額の設定等の免責の範囲が消費者契約法第10条により実体的に不当とされ無効となるか否かについては、別途問題になり得ることを念のため申し添えます。

当団体としましては、これからも必要に応じて、引き続き情報提供や申入れ活動、差止請求を行っていく所存ですので、今後ともご協力のほどよろしくお願い致します。

また、これまでにやり取りさせていただいた文書及び内容につきましては、すでにお伝えしておおり、「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に従って公表させていただきますことを申し添えます。

以上